

平成26年4月に**8%**へ、平成27年10月には**10%**へ
**消費税率引上げに備えた対策は
お済みですか？**



お客さまが
価格転嫁に
応じてくれる
か不安だ…

政府の価格転嫁対策を
教えてほしい…

消費税引上げに
向け、値決めは
どうすればいいの？

経過措置
について詳しく
教えて欲しい…

これを機に
経営体質を
改善したい！



まずは福山商工会議所にご相談ください！

総合的な経営力の改善・強化が求められています。

- 消費税率引上げへの対応策
- 経営計画の相談
- 資金繰りの相談
- 制度融資のあっせん

※相談は無料です。また秘密は厳守いたしますので早めの相談をお待ちしております。



早めの対策がポイントです → 裏面参照

消費税率引上げ対策チェックリスト

今回の消費税率引上げは、価格転嫁ができなければ、利益の縮減等経営に大きな影響を及ぼします。下記のチェックリストをご確認のうえ、早めに対策を行いましょ。

取引先から消費税率引上げ分を減額してくれと要請されたらどうしよう？

⇒ 新たに消費税の転嫁拒否等の行為（減額、買ったたき等）を取締まる法律（※）が成立し、平成25年10月1日から施行されます。

お客さまに商品の本体価格が分かるような価格表示にしたい！

⇒ 総額表示義務が緩和され、外税表示や税抜価格の強調表示が、平成25年10月1日から認められます。（※）

消費税率引上げにあわせ、「消費税還元セール」を行っても大丈夫？

⇒ 消費税に関連するような形での安売り宣伝や広告を行うことが、平成25年10月1日から禁止されます。（※）

消費税率引上げ後も、旧税率（5%）が適用される契約（経過措置）について、詳しく知りたい！

⇒ 契約の時期、内容など一定要件を満たす取引については、平成26年4月の税率引上げ以後も、旧税率が適用になる場合があります。

消費税率引上げに備えて、経営の見直しを行いたい！

⇒ 新税率を踏まえた価格戦略、原価や財務の見直し等は早めの対策が必要です。

（※）平成25年6月5日に国会で成立した転嫁対策特別措置法（「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正に関する特別措置法」）により、以下の施策が講じられます。施行日は平成25年10月1日です。具体的なガイドライン等は、今後、政府から発表されます。

- ①消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置
- ②消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置
- ③価格の表示（外税表示、税抜価格の強調表示）に関する特別措置
- ④消費税の転嫁カルテル及び表示カルテルに関する特別措置

上記に当てはまる事業者は、福山商工会議所までご相談ください。
（相談無料・秘密厳守）

< お問い合わせ先 >

〒720-0067 福山市西町2-10-1
福山商工会議所 経営課
TEL(084) 921-8734
FAX(084) 922-0100

〒729-0104 福山市松永町3-13-9
福山商工会議所 松永支所
TEL(084) 933-2151
FAX(084) 933-2152